

セーフティーネット構築事業補填金交付状況

1. 漁業用燃油

(単位:千円)

	補填金額	うち東日本大震災の被災者向け
平成25年1～3月期分	2,982,704	457,976
平成25年4～6月期分	3,172,251	678,438
平成25年7～9月期分	4,552,009	1,186,452
平成25年10～12月期分	4,507,491	1,150,177
平成26年1～3月期分	3,529,151	-

2. 養殖用配合飼料

(単位:千円)

	補填金額	うち東日本大震災の被災者向け
平成25年1～3月期分	-	-
平成25年4～6月期分	259,843	1,141
平成25年7～9月期分	1,073,204	5,407
平成25年10～12月期分	819,894	4,114
平成26年1～3月期分	429,599	1,361

3. 合計(漁業用燃油+養殖用配合飼料)

(単位:千円)

	補填金額	うち東日本大震災の被災者向け
平成25年1～3月期分	2,982,704	457,976
平成25年4～6月期分	3,432,094	679,579
平成25年7～9月期分	5,625,213	1,191,859
平成25年10～12月期分	5,327,385	1,154,291
平成26年1～3月期分	3,958,750	1,361

※東日本大震災の被災者とは、「漁業経営セーフティーネット構築事業実施要領に定める東日本大震災の被災者について(平成25年7月23日付け25水漁第682号水産庁長官通知)」に規定する者であり、以下のとおり。

1. 公的機関から発行された罹災証明等によって、東日本大震災により被災したと事業主体が認めた漁業者及び養殖業者
2. 東日本大震災により地域の基幹産業である漁業・水産関連産業が大きな被害を受けた以下の県又は地域に、東日本大震災時に住所を有する漁業者及び養殖業者
 - (1) 岩手県、宮城県、福島県又は茨城県
 - (2) 青森県、千葉県又は北海道の太平洋岸地域